

はじめに

皆さんは「共生社会」という言葉を聞いたことがありますか？

「共生社会」とは、障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会のことで、わが国が目指す社会の在り方です。

もしも、すべての人が同等の心身機能を持ち合わせていれば「共生社会」という言葉は必要ないでしょう。

しかし、社会には自分の力で歩けない人、目が見えない人、心と体のバランスが取りにくい人、ストレスを感じやすい人等、様々な心身機能の人がいます。

愛媛県では、県民の約6.5%※に何らかの障がいがあり、また、その数は増加傾向にある一方で、施設や病院ではなく、在宅で生活する障がい者が増加し、日常的に外出し、買い物や食事、旅行を楽しむ方が増えています。

一方で、いまだ「障がい」への理解度は低く、実際に、障がいのある方は日常生活の様々な場面で不便を感じたり、不快な思いをしたりして、障がいのある方にとってどんなことが障壁となっているのかを考え、取り除いていく必要があります。

そこで、愛媛県では、障がいのある方が利用する、ホテルや飲食店、交通機関等において適切な接遇を促進するため、従業員の皆様に向けて、障がいの特性やそれを踏まえた適切な接遇の方法等をまとめた「心のバリアフリー^{えがお}愛顔の接遇マニュアル」を作成しました。

共生社会の実現に向けて、「心のバリアフリー」に対する理解が広がり、多くの方の実践につながることを期待しています。



※愛媛県の推計人口と障がい者手帳所持者を比較して算出しており、手帳所持者には重複障がいの方も含まれます。